

◎新潟県告示第128号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定により、同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者の指定（平成20年12月5日新潟県告示第1827号）の一部を次のとおり改正する。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
1 下表(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、 <u>（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、それぞれの区分に応じ、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者</u>				1 下表(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者			
(い)		(ろ)	(は)	(い)		(ろ)	(は)
学校教育法による大学又は高等専門学校		(略)	(略)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
<p>(注) (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学を卒業した者にあつては<u>大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあつては専門職大学設置基準の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。</u></p>				<p>(注) (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（<u>短期大学を除く。</u>）にあつては<u>大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。</u></p>			
2 下表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者				2 下表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者			
(い)	(ろ)	(は)	(に)	(い)	(ろ)	(は)	(に)

(略)			
学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(注)(略)			
3 下表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者			
(い)	(ろ)	(は)	(に)
(略)			
学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(注)(略)			
4 <u>建築士法第2条第5項</u> に規定する建築設備士			
5～7 (略)			

(略)			
学校教育法による 中学校	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(注)(略)			
3 下表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者			
(い)	(ろ)	(は)	(に)
(略)			
学校教育法による 中学校	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(注)(略)			
4 <u>建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18</u> に規定する建築設備士			
5～7 (略)			

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1号の改正は、学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)の施行の日(平成31年4月1日)から施行する。